

パートナ一定期

(2025年4月1日現在適用中)

1. 商品名	パートナ一定期
2. 販売対象	・ 当行の預金口座へ給与振込をされている方
3. 期間	・ 預入期間1年ものの自動継続式スーパー定期(利払式)とします。
4. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	・ 当行の本支店窓口で預入ができます。 ・ 100円以上1,000万円以下(預入限度額・1人1,000万円) ・ 1円単位
5. 払戻方法	・ 当行の本支店窓口で、満期日以後に元金と利息を払い戻します。
6. 利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金	・ 預入時の店頭表示(300万円未満と300万円以上の2段階で金額階層別金利を設定)利率に、本商品所定の利率を上乗せするものとします。上乗せ利率は満期日まで適用します(固定金利)。 ・ 自動継続時にも、店頭に表示するこの定期預金利率に、本商品所定の利率を上乗せするものとします。ただし、金融情勢等によっては、上乗せ利率を変更、または本件の適用を中止する場合があります。この場合は、当行ホームページ等でお知らせします。 ・ 満期日以後に一括して支払います。 ・ 付利単位を1円として、1年を365日とする日割計算とします。 ・ 2013年1月1日から2037年12月31日までの間の源泉徴収税率は、20.315%(国税15.315%、地方税5%)となります。 ・ 法令に定められた条件を満たす個人の場合は、申告等の所定の手続を行うことによりマル優(非課税)の取扱いを受けることができます。
7. 手数料	—
8. 付加できる特約事項	・ 金額1万円以上のものは、総合口座の担保とすることができます。(貸越利率は担保定期預金の約定利率に年0.50%を上乗せした利率)
9. 預金保険の適用	・ 適用されます。(保護対象預金等の合算で、1人当たり元本1,000万円までとその利息等が保護されます。)
10. 元本欠損リスクと要因	—

11. 権利行使上の制限 ・ 中途解約の制限	・ やむを得ず満期日前に解約する場合は、下表 13. の中途解約利率を適用します。
12. 想定されるリスク	——
13. 中途解約時の 取扱い	<p>・ 満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第 4 位以下切捨）により計算した利息とともに払い戻します。</p> <p>ただし、計算した利率が普預利率を下回るときは普預利率とします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 預入期間が 6 ヶ月未満の場合……………解約日における普通預金利率 ・ 預入期間が 6 ヶ月以上 1 年未満の場合……………約定利率 × 50%
14. その他参考となる 事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・ 取扱期間中であっても、金融情勢等によっては新規申込の受付を中止する場合があります。
15. 預金取引に関わる ご相談・苦情窓口	<ul style="list-style-type: none"> ・ 預金取引に関するご相談・苦情等については下記の窓口でお受けします。 ・ 静岡中央銀行 <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 お客様相談室 【電話番号】 0120-700-858 【受付時間】 午前 9 時～午後 5 時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日） 【Eメール】 info@shizuokachuo - bank. co. jp ・ 一般社団法人全国銀行協会（指定紛争解決機関） <ul style="list-style-type: none"> 【ご連絡先】 全国銀行協会相談室 【電話番号】 0570-017109（一般電話から）または03-5252-3772（携帯電話・PHSから） 【受付時間】 午前 9 時～午後 5 時（祝日および銀行の休業日を除く月～金曜日）